

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく 建築物の緑化率の制限に関する基準の一部改正について (改正概要)

1 改正の趣旨

「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」の基準中の用語「工場等」の定義のうち「倉庫（配送・物流センター）」について、対象の明確化のため表現を見直す改正に伴い、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準」についても改正します。

2 改正する基準

- ・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準

3 主な改正点

- ・用語の定義のうち、「工場等」の「倉庫（配送・物流センター）」について、建築基準法施行規則の主要用途区分の記載に合わせるため「倉庫業を営む倉庫」に変更

4 施行予定日

令和8年4月30日

5 添付資料

- ・横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準（新旧対照表）